

## 入札公告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

令和5年8月16日

あいち小児保健医療総合センター長 伊藤浩明

### 1 調達内容

(1) 委託業務の名称及び数量

あいち小児保健医療総合センター診療報酬支援業務 一式

(2) 委託業務の仕様等

入札説明書で示す仕様等とします。

(3) 履行期間

令和5年10月1日（日）から令和6年3月31日（日）まで

(4) 履行場所

あいち小児保健医療総合センター  
大府市森岡町七丁目426番地

(5) 入札方法

落札者の決定は、総合評価一般競争入札方式により行いますので、入札に参加しようとする者は、参加申込書、入札参加資格審査申請書、総合評価のための企画提案書等を提出しなければなりません。必要書類の種類及び提出部数については入札説明書によります。

また、入札前に、提出書類に基づき下記2の要件を満たすかどうかについての入札参加資格審査を行い、結果を通知します。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

### 2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申込書の提出日から本件落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (3) 愛知県における物品の製造等に係る愛知県競争入札参加資格者名簿（令和4.5年度）の大分類「役務の提供等」の中分類「審査業務」のうち「経営診断業務」に登録されている者であること。

- (4) 参加申込書の提出日から本件落札決定までの間、愛知県病院事業庁が定める指名停止等取扱要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 愛知県内に本店、支店又は営業所等を有する事業体であること。
- (7) 令和 5 年 8 月 16 日（水）から過去 5 年間に、日本国内の 100 床以上の病床数を有する施設において経営支援業務全般の受託実績を有する者であること。

### 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付及び問合せ先

あいち小児保健医療総合センター事務部経営企画課企画・経営グループ

大府市森岡町七丁目 4 2 6 番地（郵便番号 474-8710）

電話 0562-43-0500

- (2) 入札説明書等の交付方法

この公告の日から令和 5 年 8 月 31 日（木）（土曜日、日曜日、祝日を除く）までの、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）の間に随時交付する。

### 4 入札及び開札の日時及び場所

令和 5 年 9 月 11 日（月） 午前 10 時

あいち小児保健医療総合センター 地下 1 階会議室

ただし、郵便（書留郵便に限る。）による入札を行う場合の入札書は、令和 5 年 9 月 8 日（金）正午までに 3(1)の場所に必着とします。

### 5 競争入札参加者に要求される事項

期限までに参加申込書等を提出していない者及び入札参加資格審査を通過していない者は、入札に参加することができません。参加申込書、入札参加資格審査申請書及び企画提案書等の提出期間及び場所等は、入札説明書のとおりです。

### 6 落札者の決定方法

入札説明書添付資料「落札者決定基準」に基づき落札者を決定します。

### 7 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の 100 分の 5 以上の金額の入札保証金（愛知県病院事業庁財務規程（平成 16 年愛知県病院事業庁管理規程第 25 号。以下「財務規程」という。）第 145 条に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を入札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規程第 144 条の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

財務規程第 142 条（入札の無効）の規定に該当する入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。

なお、この場合における入札参加者側の損害は、入札参加者の負担とします。

(6) 落札者の決定の取消し

落札者が落札者の決定時から契約締結までに、2 の要件を欠くこととなった場合は、その決定を取り消すことがあります。

(7) その他

詳細は、入札説明書によります。